

# 航空自衛隊の教育訓練の検閲に関する達

〔昭和42年7月13日航空自衛隊達第24号  
航空幕僚長 空将 牟田 弘國〕

改正 昭和46年2月3日 航空自衛隊達第2号  
昭和48年10月16日 航空自衛隊達第26号  
昭和51年6月28日 航空自衛隊達第18号  
昭和56年2月7日 航空自衛隊達第11号  
平成元年3月16日 航空自衛隊達第25号  
平成4年3月12日 航空自衛隊達第4号  
平成18年3月24日 航空自衛隊達第11号  
平成19年1月5日 航空自衛隊達第1号  
平成29年6月23日 航空自衛隊達第27号  
令和4年3月2日 航空自衛隊達第9号

航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）第71条の規定に基づき、及び同訓練を実施するため、航空自衛隊の教育訓練の検閲に関する達を次のように定める。

## 航空自衛隊の教育訓練の検閲に関する達（登録外報告）

### （趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊の教育訓練の検閲（以下「訓練検閲」という。）の実施に關し、必要な事項を定めるものとする。

### （訓練検閲の意義）

第2条 この達において訓練検閲とは、航空幕僚長又は部隊若しくは機関（以下「部隊等」という。）の長が部隊等の教育訓練の状況を実地、録画等により検査視閲して、当該部隊等及び隊員の任務遂行能力を評価するとともに、その進歩向上を促すために必要な事項を指示することをいう。

### （訓練検閲実施部隊等の長）

第3条 訓練検閲を実施する部隊等の長（航空幕僚長を含む。以下「訓練検閲実施部隊等の長」という。）は、別表第1に示すとおりとする。

### （検閲官及び補佐官）

第4条 検閲官は、原則として訓練検閲実施部隊等の長とし、訓練検閲を実施するものとする。

2 補佐官は、訓練検閲実施部隊等の長の指名する所要の所属隊員とし、検閲官の補佐に任ずるものとする。

3 訓練検閲実施部隊等の長（航空幕僚長を除く。）は、必要とする補佐官が所属隊員から得られない場合には、他の部隊等の長にその差し出しを依頼することができる。

4 前項の依頼を受けた部隊等の長は、隊務の遂行に支障のない限り、適任と認める隊員を補佐官要員として差し出すものとする。

(訓練検閲実施の基準)

第5条 訓練検閲実施の基準は、別表第1に示すとおりとする。

(訓練検閲の項目及び評価要領)

第6条 訓練検閲の項目は、次を基準とする。ただし、訓練検閲実施部隊等の長は、必要に応じ限定し、又は新たに追加することができる。

(1) 部隊等の教育訓練の計画、実施、評価及び改善の状況

(2) 部隊等及び隊員の任務遂行能力の状況

(3) 部隊等の安全管理の状況

2 訓練検閲の評価要領は、訓練検閲実施部隊等の長が定めるものとする。

(訓練検閲の実施)

第7条 訓練検閲実施部隊等の長は、訓練検閲の実施に当たっては、受閲部隊等の長に対し事前に計画の大綱を示すものとする。ただし、必要に応じ時期、内容等については、その細部を示さないことができる。

2 訓練検閲実施部隊等の長（航空幕僚長を除く。）は、訓練検閲の実施に当たり、当該訓練検閲の実施に関し必要があると認める場合には、当該訓練検閲実施部隊等の長の隸下又は管理下以外の部隊等の長に協力（第4条第3項に規定するものを除く。）を依頼することができる。

3 前項の協力を依頼された部隊等の長は、隊務の遂行に支障のない限り協力するものとする。

(講評)

第8条 檢閲官は、訓練検閲終了後その成績について講評を行うものとする。

2 講評は、全般及び各項目について別表第2に定める評語の基準により実施し、改善向上を要する事項については明確に指示するものとする。

(事後処置)

第9条 訓練検閲実施部隊等の長は、検閲官が講評時において指示した事項の改善状況を確認するものとする。

(報告)

第10条 訓練検閲実施部隊等の長（航空幕僚長を除く。）は、訓練検閲を実施する場合には、実施日の15日前までに計画の概要を、また、訓練検閲を終了した場合には、終了後30日以内にその成果を、順序を経て、航空幕僚長（運用支援課長気付）に報告する（登録外報告）とともに、写し1部をそれぞれ航空幕僚監部監理監察官付総括副監理監察官及び航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課教育室長に送付するものとする。

2 成果報告の内容は、実施概要及び評価（全般、細部）を基準とする。

(委任規定)

第11条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、訓練検閲実施部隊等の長が定めるものとする。

## 附 則

この達は、昭和42年7月13日から施行する。

附 則(昭和46年2月3日航空自衛隊達第2号)

この達は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則(昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号)

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則(昭和51年6月28日航空自衛隊達第18号)

この達は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則(昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則(平成元年3月16日航空自衛隊達第25号)

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則(平成4年3月12日航空自衛隊達第4号)

この達は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日航空自衛隊達第11号)

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成29年6月23日航空自衛隊達第27号)

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月2日航空自衛隊達第9号)

この達は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

訓練検閲実施部隊等の長及び訓練検閲の実施基準

訓練検閲実施部隊等の長	訓練検閲実施の基準	
	実施対象部隊	実施回数
航空幕僚長	防衛大臣直轄部隊及び機関（幹部候補生学校、術科学校及び補給処を除く。）	必要に応じ実施
航空総隊司令官	隸下部隊の全部又は一部	
航空方面隊司令官	航空総隊司令官の定めるところによる。	
航空支援集団司令官	隸下部隊の全部又は一部	必要に応じ実施
航空教育集団司令官	隸下部隊及び指揮監督下の学校の全部又は一部	
航空開発実験集団司令官	隸下部隊の全部又は一部	
補給本部長	管理下の補給処の全部又は一部	
備考：上級の訓練検閲実施部隊等の長が訓練検閲を実施した場合には、当該実施対象部隊等に対する当該訓練検閲実施部隊等の長の実施する当該年度における訓練検閲は、省略することができる。		

別表第2（第8条関係）

評語の基準

評語	評語の意義	評点
優秀	任務遂行能力は優秀であり、訓練検閲の実施項目の全般にわたりよく整備され改善するところはほとんどない。	100～90
良好	任務の遂行能力は良好であるが、訓練検閲の実施項目の一部に改善を要する事項がある。	89～80
おおむね良好		79～70
可	任務の遂行能力は普通であるが、訓練検閲の実施項目の多くに改善を要する事項がある。	69～60
おおむね可		59～50
不可	任務の遂行能力は劣っており、訓練検閲の実施項目の全般にわたり改善する事項が多い。	49以下